

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和元年8月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20190807	株式会社鳥海観光(法人番号4410001005234) 代表者佐藤司	秋田県由利本荘市矢島町元町字新所31番地1	本社営業所	秋田県由利本荘市矢島町元町字新所31番地1	輸送施設の使用停止(370日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第27条第3項	平成30年11月6日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、13件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出、運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)疾病・疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)運行に関する状況把握等のための体制の整備違反(運輸規則第21条の2)、(4)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(6)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7)運行指示書の作成等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(8)乗務員台帳の作成義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録違反(運輸規則第38条第1項)、(11)初任運転者及び高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(13)定期点検整備の実施違反(運輸規則第45条及び道路運送車両法第48条)	37	37
20190807	株式会社大谷交通(法人番号8370501000082) 代表者畠山淳	宮城県気仙沼市本吉町田の沢96番地の3	本社営業所	宮城県気仙沼市本吉町田の沢96番地の3	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	平成30年12月19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(4)運転者に対する指導監督の記録違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	12	12
20190822	猪苗代タクシー有限会社(法人番号2380002031210) 代表者渡部茂	福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字柳田29番地2	猪苗代営業所	福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字柳田29番地1、29番地2、30番2	文書警告	道路運送法第27条第3項	平成31年3月25日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	16	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。